

2019年9月

お客様 各位

株式会社足立自動車学校

消費税改正時の対応についてご案内

皆様ご存知の通り、現在8%の消費税率が2019年10月1日（火）より10%へ引き上げられることが確定しております。

株式会社足立自動車学校は、2015年10月1日施行の「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取り組みのため、下記内容にて教習料金に差額分の転嫁を行わせて頂きます。

1. 2019年9月30日（月）営業時間終了までは8%の消費税率にて計算致しますが、2019年10月1日（火）営業開始からは、技能教習料、検定料、その他諸経費は、受講、受験、購入時にて算出させていただきます。
2. 消費税改正前にご入金されました諸料金は、ご入金時点での税率にて算出し、預かり消費税として処理させて頂き、実際に消費（受講、受験、購入時）した時点での税率で再計算し、不足分を、ご卒業時にご請求させていただきます。ローン、クレジット、各斡旋業者様を通じてお支払い頂いた場合も同様です。何卒ご了承下さい。

※ 上記内容に関してのお問合せは

足立自動車学校

TEL 03 (3884) 0501

e-mail info@adachi-driving-school.com